

---

プロジェクト    **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目                **第 163 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 163 回実務対応専門委員会（2024 年 11 月 11 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局の分析について聞かれた意見

### （需要家が非化石価値を受け取る権利に関する会計処理）

2. 需要家が会計処理できるタイミングとして事務局提案の「数量等が確定した段階」という考え方は重要である。
3. 認定より先に支払いが生じる実務もあり得るため、発電時点で非化石価値が発生するという考え方及び発電時点がコスト管理上適切という考え方から発電時点での会計処理を認めることは実務上有用であると考ええる。
4. 需要家が非化石価値を受け取る権利の費用の認識時点について、発電時点も検討する方向であることに賛成する。
5. 需要家が非化石価値を受け取る権利について取得時に費用処理するのであれば、資産よりも確度の低いタイミングで見積りによって計上するという考え方もあり、認定時よりも早いタイミングで会計処理することも考えられる。
6. 需要家が非化石価値を受け取る権利について、無形資産の論点整理のように資産の定義は満たすが認定要件（蓋然性が高く、測定可能性がある）を満たさないため費用として認識すると整理してはどうかと考える。費用として認識する場合は発電時点で会計処理することも考えられるが、その前提として需要家が発電時点で会計処理するための情報を入手できるのかどうかを懸念している。

### （差金決済の場合における対価の決定方法）

7. バーチャル PPA の取引の目的は、別途調達する再生可能電力ではない電力と組み合わせることにより、実質的に再生可能電力を調達することと同じ効果を得ることと理解している。非化石価値のみを考えると対価がマイナスになるケースがありえるが、電力の市

場価格の影響を受けて電力代金の変動することを踏まえると、合計のコストではマイナスになり得るわけではない。会計基準の考え方として、相手先の異なる契約を結合することは想定されていないと考えるが、今回の会計基準の開発自体が日本の独特の制度について限定的な基準を策定するものであると考えると、取引の目的も踏まえて合計のコストの視点も論拠として追加してはどうかと考える。

#### (開示の検討)

8. 開示目的を記載し、注記項目を設ける提案に賛成する。各社において開示目的に照らした判断を行い、重要性も考慮のうえ実態に応じた開示の対応ができるのではないかと考える。
9. 開示の必要性については慎重に検討すべきと考える。その他の生産活動においても潜在的にコスト変動のリスクがあるが、事業等のリスクなど他の定性的な開示等でカバーされているため、提案されているような情報を財務諸表に注記する必要性が特にあるのか疑問がある。
10. 開示目的の設定に賛成である。具体的な注記項目については、長期契約の不確実性に関して将来の不安定要素がどの程度かという点も踏まえて議論を詰めていきたいと考える。
11. 長期契約であるため、需要家が当初想定していなかったような消費電力の変動により、取得する非化石価値が自社の電力の消費量の範囲を超える場合の対応について開示すべきか、今回検討している会計処理が適用できないこととなるのかも踏まえて検討する必要があるのではないかと考える。

以 上